

## 豊川市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

### 1 計画の見直しの背景

#### (1) 放課後児童健全育成事業

- ・当初計画の量の見込みを上回る利用希望者がいる。また、当初計画では、量の見込みが年々減少し、確保方策もそれに伴い縮小することとしているが、実態は今後も増加する見込みであり、それに伴い確保方策も拡大していく必要があるため、計画と実態との乖離が拡大する可能性が高い。
- ・事業の性質上、小学校単位で実態を把握し、確保方策を講ずる必要があるが、当初計画では市内を4区域としており、実態を把握しづらい。
- ・施設整備等で国県補助金を利用するに当たり、計画と整備内容が整合していないと補助金が得られない。(施設拡充≠確保方策減少 → ×)

#### (2) 利用者支援事業

- ・平成28年度から、基本型と合わせて母子保健型も開始したが、当初計画では母子保健型に関する記載がない。

### 2 計画の見直しをする箇所及び見直しの概要

#### (1) 放課後児童健全育成事業 (計画書49ページ～50ページ)

- ・量の見込み及び確保方策の数値を見直す。
- ・区域の設定を、4つの区域から小学校区に見直し、小学校区ごとに量の見込み及び確保方策の数値を設定する。

#### (2) 利用者支援事業 (計画書32ページ・56ページ)

- ・基本型のみの内容から、母子保健型を含めた内容に見直す。

#### (3) その他関連する箇所 (計画書38ページ～39ページ)

- ・放課後児童健全育成事業の区域の設定を、4つの区域から小学校区に見直す。

### 3 計画の見直しの手続き

#### (1) 法令上の規定

子ども・子育て支援法 第61条（抜粋）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

#### (2) 計画の見直しの具体的な流れ（今後の予定）

平成28年	6月	第1回子ども・子育て会議で手続き等の説明
	9月	第2回子ども・子育て会議で内容の審議
	10月	愛知県との協議
	12月	第3回子ども・子育て会議で内容の審議
平成29年	1月	（愛知県との協議）
	3月	市議会福祉環境委員会に報告
	3月	第4回子ども・子育て会議で報告
	3月	公表
	3月	愛知県への報告